

※このお知らせは、平成24年度厚生労働省予算案に基づくものです。

事業主の皆さまへ

平成24年4月1日から

労働移動支援助成金（求職活動等支援給付金・再就職支援給付金）は 制度改正を予定しています。

労働移動支援助成金は、事業活動の縮小などに伴い、離職を余儀なくされる労働者に対して再就職支援を行った事業主に支給するもので、次の2種類の給付金があります。

給付金	対象となる事業主	給付額
求職活動等支援給付金	求職活動などのための休暇を付与した事業主	1人につき休暇1日当たり4,000円 (中小企業事業主の場合：7,000円)
再就職支援給付金	民間の職業紹介事業者に再就職支援を委託し、再就職を実現させた中小企業事業主	委託費用の1/2 (限度額：1人当たり40万円)

改正内容

求職活動等支援給付金 → **廃止**します。

※ただし、平成24年3月31日までに離職した労働者については、4月以降もこれまでどおり支給申請ができます。

再就職支援給付金

◆対象事業主の要件に、以下を追加します。

「求職活動などのための休暇を付与し、その休暇日に、通常支払う賃金の額以上を支払ったこと」

※ただし、平成24年3月31日までに離職した労働者については、4月以降の申請においても現行の取り扱いとなり、この要件は追加されません。

◆**55歳以上**の労働者の再就職支援については、**助成率を1/2から2/3に引き上げ**ます。

※ただし、平成24年3月31日までに離職した労働者については、4月以降の申請においても現行の取り扱いとなり、年齢にかかわらず助成率は1/2です。

詳細は、最寄りの都道府県労働局またはハローワークへお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク



LL240124開発01